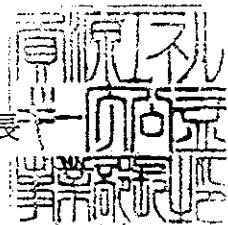


通商産業省

11資公部第357号
平成11年11月19日

沖縄開発庁沖縄総合事務局長 殿

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長



熱量変更に係る認可料金の変更の申請等について

熱量変更に係る認可料金の変更の申請等については、下記により取り扱うものとするので、適宜関係事業者等に周知されたい。

記

1. ガス事業法上の取り扱い

熱量変更に係る供給約款の変更は、料金を引き下げる場合を含め、法第17条第1項の規定による認可によるものとする。

2. 熱量変更開始前の取り扱い

熱量変更開始前の供給約款の変更認可に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 申請時

一般ガス事業者自らが作成した経営効率化目標に則って、最大限の効率化努力が図られているか、また、ガス熱量変更計画及びその実行が確実なものであるかについて確認するものとする。

(2) 査定時

厳正な個別査定（特別監査を含む。）を行うとともに、比較査定を行うものとする。

(3) 認可時

次により条件を附すものとする。

- ① 热量変更が終了した時点で、総括原価等を見直し、料金改定等適切な対応を図ること。
- ② 热量変更費用に係る繰延資産の残高がなくなる時点で、総括原価を見直し、料金改定等適切な対応を図ること。

なお、热量変更に係る費用を料金原価に計上している場合であって、この措置を講ずる以前の認可であったことから、認可に当たって上記の条件を附さなかつた一般ガス事業者についての取り扱いについては、条件を附した一般ガス事業者と同様とする。

3. 热量変更実施期間中の取り扱い

- (1) 热量変更実施期間中において、热量変更が終了した供給区域に対し热量変更後の料金を適用するための供給約款の変更は、法第17条第1項の規定による供給約款の認可（総括原価の見直しを含む。）によるものとする。ただし、中小の一般ガス事業者が行う場合であって、当該一般ガス事業者の実状等により、それによりがたい場合においては、暫定的な取り扱いとして法第20条ただし書の規定による特別供給条件の認可によることができるものとする。

(2) 热量変更実施期間中の取り扱い

热量変更の期間が一年を超える場合であって、热量変更期間中に主たる原料種の構成比が50%を超えた場合は、一般ガス事業者は、原則としてその時点を含む事業年度内に法第17条第1項の規定による供給約款の変更認可申請（総括原価の見直しを含む。）を行うものとする。

(3) 热量変更以外の理由による供給約款の変更

一般ガス事業者が热量変更期間中に热量変更以外の理由で料金引き下げを行おうとするときは、法第17条第3項の規定による供給約款の変更を行うことができる。

なお、当規定により、供給約款の変更を行った結果、主たる原料種の構成が見直された場合には、(2)の取り扱いは不要とする。

4. 热量変更終了後の取り扱い

(1) 热量変更終了直後の取り扱い

一般ガス事業者は、热量変更が終了したときは、热量変更前の原料種における原料費調整制度の適用期間が終了する日の10日前までに、原料種の変更に伴う法第17条第1項の規定による供給約款の変更を行うものとする。

なお、原料種別を変更しない場合であって、料金原価を見直した結果、値下げとなる場合を除き、上記の変更を行わないことができるものとする。

例：LPG→LNG

LPG平均原料価格	→	LPGベースの料金	→	LNGベースの料金
1～6月	→	10～3月	→	4月～実施
7～12月	→	4～9月	→	10月～実施

(2) 繰延資産の残高がなくなる時点での取り扱い

熱量変更に係る費用を変更前の供給約款の料金原価に計上している一般ガス事業者は、繰延資産の残高がなくなる事業年度の翌事業年度初日を実施日として、実施日の10日前までに、法第17条第1項の規定による供給約款の変更を行うものとする。